

# 個人情報保護法の改正に伴う変化について（抜粋）

## 1. はじめに

### 現在

藤井寺市における個人情報の取扱いは、藤井寺市個人情報保護条例（平成11年条例第2号。以下「条例」という。）に基づいている。



デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による個人情報保護法の改正

### 令和5年4月1日までに

藤井寺市にも改正後の個人情報保護法（以下「改正法」という。）が適用されるため、令和5年4月1日までに改正法に対応した施行条例の制定、事務の変更等の対応が必要になる。

## 2. 保護法の適用対象

改正法には、大きく分けて3つの種類の規定がある。

我々地方自治体は、第5章及びその他の規定の適用を受けることとなる。

第4章…民間事業者向けの規定

第5章…行政機関等向けの規定

その他…両者共通の規定

ここでいう「行政機関等」とは

**①国の行政機関 ②地方公共団体の機関 ③独立行政法人等 ④地方独立行政法人**

※ 地方議会については、国会と同じく行政機関等に含まれず改正法の規定が適用されないため、独自の個人情報保護に係るルールを整備する必要がある。

※ 市民病院における個人情報の取得・利用・提供については、医療分野でのデータの利活用の促進のため、第4章（民間）の規定が適用される。開示請求、個人情報ファイル簿等については第5章（行政）の規定が適用される。（法第58条、125条）

### 3. 定義の一元化

改正法により「個人情報」等の定義が統一される。条例での取扱いと大きく変わらないが、死者の個人情報が個人情報の定義から外れ、条例におけるセンシティブ情報が「要配慮個人情報」として明確に定義付けされる等の変化が生じている。

#### ① 個人情報の定義

##### 条例（第2条第1号抜粋）

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。

個人情報と判断される要件のうち、照合の要件が「他の情報と照合すること」から「他の情報と容易に照合すること」に変更されることとなる。加えて、「生存する個人に関する情報」であることが明記された。

※ 他の情報と容易に照合することができる状態とは、行政機関等において通常の事務や業務における一般的な方法で、ほかの情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であつて照会が困難な状態は、一般に、容易に照会することができない状態であると考えられる。

##### 改正法（第2条第1号及び第2号抜粋）

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

※個人識別符号の例 ・生体認証に使用するため、身体の特徴を変換した文字、番号、記号その他の符号

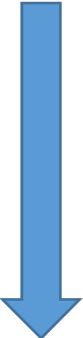
- ・旅券番号
- ・免許証の番号
- ・住民票コード
- ・マイナンバー

## ② 要配慮個人情報の定義

### 条例（第7条第4項抜粋）

4 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき又は審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りではない。

- (1) 思想、信仰、信条その他心身に関する基本的な個人情報
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報



条例におけるセンシティブ情報と同趣旨の「要配慮個人情報」、地域の特性その他の事情に応じて「要配慮個人情報」と同様の取扱いを行う個人情報を条例に規定する形で追加する「条例要配慮個人情報」が定義付けられた。ただし、改正法において当該個人情報に対する独自の規制がなされているわけではなく、自治体独自のルールを付加することも認められていない。

### 改正法（第2条第3項及び第60条第5項抜粋）

第2条（略）

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第60条（略）

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

## 4. 個人情報の取扱い

### ① 個人情報の保有・収集

#### 条例（第7条第1項及び第2項抜粋）

- 本人収集の原則
- 本人外収集を行うには、第2項各号の例外規定に該当する必要がある。（法令又は条例の規定に基づくとき、審査会の意見を聴いた上で公益上必要があると実施機関が認めるとき等）



#### 改正法（第61条及び第62条抜粋）

- 収集の制限から保有の制限へ
- 法令、条例等の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合にのみ保有が可能
- 本人から直接書面（電磁的記録を含む。）で個人情報を取得するときは、原則として利用目的を明示（窓口における掲示、申請書の様式に明記する等）

### ② 個人情報の利用・提供

#### 条例（第8条第1項抜粋）

- 目的内利用・提供の原則
- 目的外利用・外部提供を行うには、第1項各号の例外規定に該当する必要がある。（法令等の規定に基づくとき、審査会の意見を聴いた上で公益上必要があると実施機関が認めるとき等）



#### 改正法（第61条及び第62条抜粋）

- 目的内利用・提供の原則は変わらない。
- 例外規定から審査会への諮問を要する規定がなくなり、本人への提供、「相当の理由があるとき」又は「特別な理由があるとき」のみ目的外利用・外部提供が可能となる。

### ③ 漏えい等の報告等

#### 改正法（第 68 条及び個人情報保護委員会規則第 43 条抜粋）

- ・ 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ・ 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ・ 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ・ 保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

上記の事態が生じた場合、当該事態が生じた旨を委員会への報告する義務が課された。

## 5. 個人情報ファイル簿

### 条例（第6条抜粋）

- 個人情報を取り扱う事務ごとに「個人情報取扱事務届出書」を作成する（市役所で閲覧）。
- 事務の名称、目的、記録項目、収集先等を記載する。



### 改正法（第75条抜粋）

- 事務単位ではなく、個人情報ファイル単位で「個人情報ファイル簿」を作成する（市役所で閲覧＋ホームページでの公表）。
- 個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、収集方法等を記載する。
- 個人情報ファイルに「要配慮個人情報」が含まれているときはその旨を記載する。
- 記録される本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについては個人情報ファイル簿の作成義務は課されない。

## 6. 開示・訂正・利用停止請求

①開示請求…自分の個人情報の開示を求める。

（法第76条、条例第11条）

②訂正請求…開示された個人情報に誤りがあるときに訂正を求める。

（法第90条、条例第19条）

③利用停止請求…開示された個人情報が違法に取り扱われているときに利用停止を求める。（法第98条、条例第22条）

上記3つの請求制度は改正法でも引き続き規定される。

### 改正法による変更点

○ 任意代理人による開示請求等が認められるようになる。

※ 条例では法定代理人のみ（特定個人情報のみ任意代理人が認められている。）

○ 開示決定等の期限が、開示請求等があった日から30日以内に変更となり、日数の算定方法が、当日算入から当日不算入となった。

○ 開示請求等の手続の大部分は改正法で規定されるが、一部の手続（手数料の額等）は施行条例で定める。（法第89条）

## 7. 行政機関等匿名加工情報

### 行政機関等匿名加工情報（法第2条第6項、第60条第3項）

個人情報ファイルの個人情報を加工（削除、置き換え）して、個人を識別できなくしたデータ

⇒希望する民間事業者へデータを提供する制度が開始（国では既に実施）

※ 都道府県、指定都市以外の地方公共団体の機関については、改正後の個人情報の保護に関する法律附則第7条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の活用 of 提案募集は、当分の間義務ではなく、できる規定となっている。

《行政機関等匿名加工情報を提供する目的》

データを活用することで新たな産業の創出、活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現を図ることが目的

### 国が示す想定事例

《ペット用品を販売する民間事業者》に犬の登録を行う際のデータを匿名加工情報化したものを提供



- ・ どの地域でどの犬種が飼われているかを分析
- ・ どのような飼主がどの犬種を飼っているかを分析



匿名加工情報の提供を受けた事業者による利用者のニーズに沿うペット用品店の品揃えの実現、出店が可能となる。

## 行政機関等匿名加工情報の提供の流れ

- ① 提案の募集…個人情報ファイルを行政機関等匿名加工情報として活用したい民間事業者からの提案を募集する。（法第111条）



- ② 審査…提案内容が国の基準を満たしているか審査する。（法第114条）  
（例：欠格事由に該当しないか、加工対象の人数が1,000人以上か）



- ③ 手数料の納付・契約…手数料を納めてもらった上で契約を締結する。  
※ 手数料：政令で定める額を標準として施行条例で定める。（法第115条、第119条）



- ④ データ作成・提供…個人の識別・復元ができないように個人情報を加工したデータを民間事業者へ提供する。（法第116条）

### 加工例：氏名・住所・生年月日の場合

- ・ 氏名を削除する。
- ・ 住所の区より後ろを削除する。
- ・ 生年月日の月日を削除する。

### 加工例：特異な情報の削除・置き換え

- ・ 特殊な世帯（子どもが10人以上等）に関する情報を削除する。
- ・ 「116歳」を「90歳以上」へ置き換える。

## 8. 審査会

### 条例（第7条、第8条、第25条抜粋）

- 本人外収集、目的外利用、外部提供、電子計算機結合等を行う際の諮問
- 開示請求等に対する決定又は開示請求等に係る不作為に対して行政不服審査法に基づく審査請求があった場合の諮問



### 改正法（第105条、第129条抜粋）

- 条例で定めることで、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

※ 個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨（＝全国的な共通ルールに基づき運用する。）に照らして許容されないこととなった。

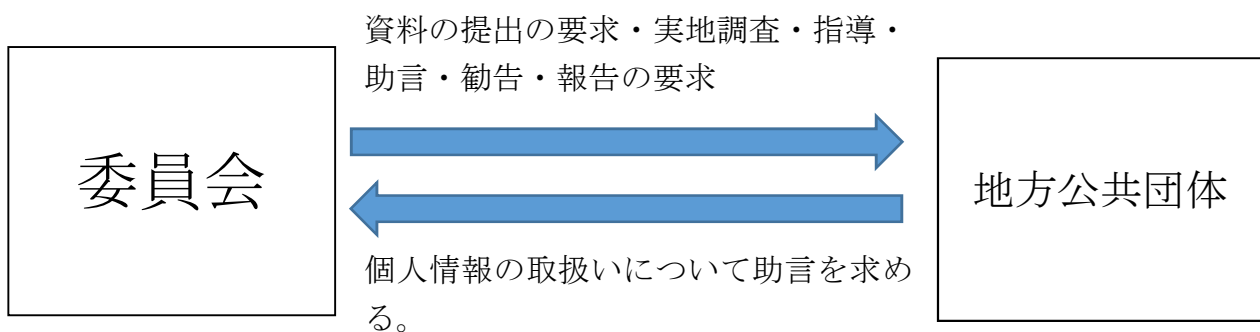
- 開示請求等に対する決定又は開示請求等に係る不作為に対して行政不服審査法に基づく審査請求があった場合の諮問については、地方自治法第138条の4第3項本文の機関としてではなく、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関として諮問を行う。

※ 現存する審査会の設置根拠を行政不服審査法第81条第1項又は第2項とする必要がある。

## 9. 委員会との関係

### 改正法（第156条～第159条、第166条抜粋）

- 委員会が保護法の解釈権限を持ち地方公共団体を監督する。
- 個人情報の取扱いに疑義がある場合は委員会に助言を求める（保護条例における審議会の役割）。



#### 《その他》

- 施行条例を制定したときは委員会へ届出（法第167条）
- 毎年度、運用状況を委員会へ報告（委員会が取りまとめて公表）（法第165条）

## 10. 施行条例

個人情報の取扱いの大部分は保護法で規定されるが、保護法の規定により下記のとおり①施行条例で定める必要がある事項、②施行条例で定めることができる事項がある。

### ① 条例で定める必要がある事項（法第119条、第189条）

- ・ 開示請求の手数料の金額
- ・ 行政機関等匿名加工情報の手数料の金額
- ※ 行政機関等匿名加工情報の活用  
の提案募集を行わない場合は定める必要がない。

### ② 条例で定めることが許容される事項（主なもの）

- ・ 要配慮個人情報の範囲を独自に広げること（条例要配慮個人情報）（法第60条第5項）
- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）  
（本市における個人情報取扱事務開始届出書を存続させる場合に限る。）
- ・ 情報公開条例と保護法間の非開示情報のズレを調整すること（法第78条第2項）
- ・ 開示請求等の手続に関すること（法第107条第2項、第108条）
- ・ 特に必要があると認めるときに審議会へ諮問すること（法第129条）